



別記第6号様式（規則第5条関係）

令和2年7月15日

豊浦町長 村井 洋一 様

豊浦町議会議員 渡辺 訓雄

政務活動費（議員）請求書

令和2年度第1四半期政務活動費の請求について、次のとおり請求します。

記

交付請求額 16,940 円



別記第8号様式（規則第6条関係）

令和2年7月15日

豊浦町議会議長 工藤 敏和 様

豊浦町議会議員 渡辺 訓雄



政務活動費支出（議員）報告書

令和2年度第1四半期の政務活動費の支出について、次のとおり報告します。

記

1 支出

（単位：円）

科 目	支 出 額	備 考
調査研究費	16,940円	
研 修 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 費		
合 計	16,940円	

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和2年5月29日

請求書

豊浦町議会議員 渡辺 訓雄 様

札幌市西区山の手5条1丁目1番24号

弁護士法人シンシア 大沼邦匡

弁護士 大沼 邦匡

TEL : 011-615-1255 FAX : 011-6

住民投票条例の調査費として、以下のとおりご請求申し上げます。

金 16,500 円

摘要	金額
住民投票条例の調査費用	15,000 円
消費税 (10%)	1,500 円
合計	16,500 円

上記金額を令和2年6月30日までに以下の銀行口座にお振込みください。

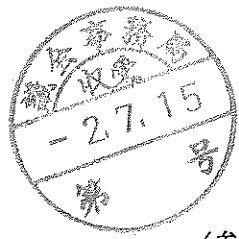
尚、振込み手数料は貴殿にてご負担願います。

振込先銀行 :

口座番号 :

フリガナ :

口座名義 :



(参考様式第5号)

令和2年 7月15日

報告者 豊浦町議

渡辺 訓

調査研究及び研修報告書

日 程 令和2年5月22日(金)～ 5月29日(金)

参加者

視察(調査)先

会 場

目 的

対応者 大沼弁護士

1. 視察(調査)や研修等の要旨

議案第43号30億円バイオ発電事業の賛否を問う住民投票条例の制定について検証を行う。

2. 視察(調査)や研修等の内容

議案書等に基づき、電話及びメールで請求者の内容と制定内容について精査を行う。

3. 視察(調査)や研修等の考察・成果等

住民投票の目的、住民投票の成立の要件としての投票率、住民投票における投票業務、住民投票方法等は不備があるので再度規定の内容を精査する必要があるとの回答である。